

シリーズ「地域連携」④

薬薬連携について

独立行政法人国立病院機構和歌山病院

薬剤科 南山 啓吾

みなさん、薬薬連携という言葉が聞かれたことがあるでしょうか。ふつう患者さんが入院や退院あるいは転院の際に、前院の医師から診療情報提供による病態の引き継ぎをしたり、看護要約によるケアの引き継ぎを行ったりします。

医療機関の薬剤師(以下、病院薬剤師)と保険調剤薬局の薬剤師(以下、薬局薬剤師)においても、安全な薬物療法を継続して患者さんに提供することを目的に、互いに薬剤管理指導の内容を引き継ぐことを薬薬連携といいます。これは、他の医療職と同様、とても重要な連携業務となっています。

外来通院治療を行う上で、患者さんへの適切な抗癌剤治療の提供とその安全性を確保していくために、病院と地域の保険調剤薬局との情報共有が不可欠となります。しかし、保険調剤薬局にお

どのような状態の薬剤(粉碎、一包化など)を使用していたか、その内容や調製方法を薬剤師が引き継ぐことで、入院・外来問わず同じ状態の薬剤を提供することが可能となります。これにより患者さんに不要な不安を与えないこと、継続した薬物療法を提供することができるようになります。

薬局薬剤師あるいは病院薬剤師が知り得た患者情報(体質、副作用歴、アレルギー歴、他科受診の有無)などを専門家同士で情報提供することにより正確な情報が把握でき、重複投薬、相互作用、禁忌投薬(疾病、併用)や副作用の回避が可能となります。また患者さんへの病名告知の有無、服薬指導の内容に関する情報が引き継がれることで、病院と保険調剤薬局で一貫した服薬指導が可能となり、患者さんが継続した薬物療法を安心して受けられることとなります。これからも病院薬剤師と薬局薬剤師はなおいっそう患者さんが安心して安全な薬物療法を継続出来るよう連携を強化してまいります。